

(案)

国自整第●号
令和6年●月●日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

] あて（単名各通）

物流・自動車局自動車整備課長

自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者におけるOBD検査システムのID等の管理に係る遵守事項及び留意事項について

令和6年10月1日より開始となるOBD検査の円滑な実施に向けて、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供するOBD検査及びOBD確認を実施するために使用するシステム（以下「OBD検査システム」という。）のID及びパスワード（以下「ID等」という。）の管理について、自動車特定整備事業者及び指定自動車整備事業者が遵守すべき事項及び留意すべき事項を下記のとおり定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

- 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者は、OBD検査システムの利用にあたって取得・設定したID等について、機構の定める利用規約に従って適切に管理すること。
- 自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が、以下に掲げるID等の不正使用又はその帮助を行った場合、行政処分の対象となるとともに機構が当該ID等の効力を停止する可能性があることに留意されたい。
 - 検査員又は工具が他者のID等を使用してOBD検査又はOBD確認を実施した場合（なりすまし）
 - 事業場が取得・設定したID等を、事業場以外の者へ貸し渡し、使用させた場合（ID等の不正使用の帮助）

(案)

2/6 時点から修正あり

参考資料 1-2

国自整第●号
令和6年●月●日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

} あて（単名各通）

物流・自動車局自動車整備課長

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針について

令和6年10月から開始されるOBD検査（目視により判断できない電子制御装置の故障等に対応するため、検査用スキャナツールを用いて車載式故障診断装置の診断結果を読み出し、特定の情報等の記録状況を検査すること。）の実施のため、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）では、OBD検査システムを管理、運用している。

自動車特定整備事業者又は指定自動車整備事業者が当該システムを利用するためには、認証番号又は指定番号による申請等が必要となるが、申請から利用可能となるまでには日数を要することとなるため、新規指定等と同日に当該システムを利用可能とするためには、運輸局及び運輸支局（兵庫陸運部及び内閣府沖縄総合事務局を含む。以下「運輸局等」という。）での新規指定等の審査と並行して、機構でのOBD検査システムの申請内容の審査を行う必要がある。

また、指定取消等の行政処分後のOBD検査システムの不正使用を防ぐため、機構において必要な措置を迅速に行う必要がある。

これらのことから、運輸支局（兵庫陸運部を含む。以下同じ。）への事業者からの申請及び運輸局（内閣府沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）による行政処分に係る情報を機構に共有する必要があるところ、別紙のとおり「OBD検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針」を定めたので了知されるとともに、遺漏のないよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長及び機構理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査システム利用事業者の各種申請等における連絡体制等の取扱方針

1. 申請又は届出があつた際の連絡について

(1) 自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定の申請

運輸支局は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）第 79 条又は第 94 条の 2 の申請があつた際は、当該申請を行つた者に対し自動車特定整備事業の認証又は指定自動車整備事業の指定を受けると同時に OBD 検査システムの利用開始（自動車特定整備事業者として OBD 検査システムを利用している場合であつて、指定自動車整備事業の指定と同時に新たに OBD 検査モードを利用開始する場合を含む。）を希望するか、申請者に確認する。当該申請者が同時利用開始を希望する場合にあつては、必要な手続きの方法として以下の事項を案内する。

- ・ OBD 検査システムの申請時に入力が求められる、認証番号又は指定番号については、未定であるため、代わりに次の番号を入力すること
『管轄運輸支局コード（2 衢）+事業場の電話番号（10~11 衢）』
- ・ OBD 検査システムの申請時に添付が求められる、認証書又は指定書については、未交付であるため、代わりに運輸支局への申請書（事業場の名称、事業場の所在地が確認できる部分）の写しを添付すること

上記の希望があつた場合、運輸支局は、次に掲げる項目を遅滞なく機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があり、かつ、当該申請者から OBD 検査システムの申請があつた場合には、**利用開始の日までの審査完了**に向けて準備を進める。

- ①申請の種別（新規認証、新規指定又は廃止新規）
- ②認証番号（新規指定の場合に限る。）
- ③廃止される事業場の指定番号（廃止新規の場合に限る。）
- ④事業場の名称
- ⑤事業場の所在地

また、運輸局等は、当該申請者が OBD 検査システムを同時利用開始できるよう、次の⑥及び⑦の項目が確定次第（遅くとも認証又は指定の予定日（認証又は指定を行う可能性のある日のうち最も早い日とする。以下同じ。）の前開序日までに）、①～⑤の項目にこれらの項目を追加し、機構へ電子メー

(案)

ルにより連絡する。(予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。)

⑥認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号）

⑦認証又は指定の予定日

運輸局等は、当該認証又は指定の日が確定した場合は、直ちに④～⑥の項目と認証又は指定の日を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、当該申請者に当該認証又は指定の日に ID を発行する。

(2) 廃止届出

運輸支局は、法第 81 条第 2 項（第 94 条の 9 において準用する場合を含む。）の廃止の届出があった際は、速やかに次に掲げる項目を機構へ電子メールにより連絡する。

機構は、運輸支局から連絡があった場合には、当該事業場の OBD 検査システムに登録されている情報を確認し、利用停止手続きがされていなかったときは速やかに事業場 ID 及びユーザー ID の削除を行う。

①事業場の名称

②事業場の所在地

③認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号）

④廃止日

(3) 変更届出等

運輸支局は、法第 81 条第 1 項の変更届出（事業場の名称又は事業場の所在地に関するものに限り、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 2 第 2 項及び指定自動車整備事業規則（昭和 37 年運輸省令第 49 号）第 5 条第 3 項の届出の際に行うものも含む。）又は法第 94 条の 4 第 3 項の自動車検査員の変更の届出があった際は、機構の OBD 検査システムに登録されている情報の変更についても案内する。

2. 行政処分等を行う際の連絡について

運輸局は、次表に掲げる行政処分を行う際には、当該行政処分の種類に応じ、次表に掲げる項目を、次表に掲げる連絡期日までに機構へ電子メールにより連絡する。

（予定日に変更が生じた場合は速やかに機構に連絡する。）また、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者に速やかに連絡する。

機構は、運輸局から連絡があった場合には、次表に掲げるシステム上の処理を行う可能性がある旨の連絡を当該行政処分に係る事業者に速やかに連絡し、当該行政

(案)

処分の効力が発生する日と同日に実施する。

処分の種類	項目	連絡期日	システム上の処理
(全処分で共通)	①事業場の名称 ②事業場の所在地	当該処分が効力が発生する前開庁日	
事業の停止命令 (法第 93 条)	③認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号） ④停止予定期間		事業場 ID の停止
認証の取消 (法第 93 条)	③認証番号（指定自動車整備事業の場合は指定番号） ④取消の予定日		事業場 ID の削除
自動車検査員の解任命令 (法第 94 条の 4 第 4 項)	③指定番号 ④解任される自動車検査員の氏名 ⑤解任の予定日		解任された自動車検査員の利用者区分を「検査員」から「工員」に変更
保安基準適合証等の交付停止命令 (法第 94 条の 8 第 1 項)	③指定番号 ④停止予定期間		事業場 ID の種別を指定工場 (OBD 検査不可) に変更
指定の取消（認証の取消を含まない場合に限る） (法第 94 条の 8 第 1 項)	③認証番号 ④指定番号 ⑤取消の予定日		事業場 ID の種別を認証工場に変更

3. 機構への連絡方法

電子メールでの機構への連絡方法は以下のとおり。

■宛先 : 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター

■件名 : 『【〇〇運輸支局（※運輸局等の名称）】〇〇情報（※申請、届出又は処分区画）の共有』

附 則（令和 6 年 3 月 ● 日付け国自整第 ● 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(案)

2/6 時点から修正あり

参考資料 1-3

国自整第●号
令和6年●月●日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

] あて(単名各通)

物流・自動車局自動車整備課長

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について

令和6年10月1日より開始となるOBD検査の円滑な実施を図るため、自動車特定整備事業者等がOBD検査及びOBD確認の実施に当たり遵守すべき事項等を別添の「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針

1. 用語

この通達において使用する用語は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）並びに道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）及び指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「事業規則」という。）並びに独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項に規定する事務規程（以下「審査事務規程」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「自動車特定整備事業者等」とは、車両法第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者、同法第94条の3第1項に規定する指定自動車整備事業者、同法第95条に規定する自動車整備振興会並びに中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第8号に規定する商工組合及び中小企業等協同組合法第3条柱書に規定する中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (2) 「認証工場」とは、車両法第78条第1項の認証を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (3) 「指定工場」とは、車両法第94条の2第1項の指定を受けた事業場（対象とする自動車の種類が大型特殊自動車又は二輪の小型自動車のみであるものを除く。）をいう。
- (4) 「自動車整備振興会等」とは、自動車整備振興会又は商工組合若しくは中小企業等協同組合であって自動車特定整備事業者を主たる組合員とするものをいう。
- (5) 「振興会等施設」とは、自動車整備振興会等が保有する施設（検査用スキャナーツールを備えるものに限る。）をいう。
- (6) 「OBD検査システム」とは、独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が提供する利用者管理システム、特定DTC照会アプリ及びOBD検査結果参照システムで構成されるシステムの総称をいう。
- (7) 「OBD検査用サーバー」とは、機構が車両法第74条の3の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (8) 「OBD検査」とは、車両法第74条の2第1項に基づき機構が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査若しくは同法第74条の3第1項に基づき軽自動車検査協会が行う基準適合性審査、同条第3項に基づき国が行う基準適合性審査又は同法第94条の5第4項に基づき自動車検査員が

(案)

行う検査において、細目告示別添 124 「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。

(9) 「OBD 確認」とは、OBD 検査用サーバーに接続して細目告示別添 124 「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定すること（OBD 検査及び OBD 検査用サーバーに記録が残らないものを除く。）

2. 趣旨

自動車特定整備事業者等が、OBD 検査又は OBD 確認の実施に当たり遵守すべき事項は、関係通達並びに機構が定める利用規約、特定 DTC 照会アプリ利用要領及び OBD 検査システムの操作マニュアルによる他、本取扱方針の定めるところによる。

3. 自動車特定整備事業者等の OBD 検査システムの利用目的について

自動車特定整備事業者等による OBD 検査システムの利用は、OBD 検査用サーバーへの負荷及びセキュリティへの課題に対応するとともに、OBD 検査及び OBD 確認を実施した者の責任を明らかにするため、次の各号に掲げる事業場又は施設がそれぞれ当該各号に掲げる目的のために利用する場合に限る。

(1) 認証工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 確認を実施する場合

(2) 振興会等施設

自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両の OBD 確認を実施する場合

(3) 指定工場

当該事業場が点検整備を行う又は行った車両の OBD 検査又は OBD 確認を実施する場合

※ 「当該事業場が点検整備を行う又は行った車両」とは、点検の結果、整備を行う必要が生じた場合に、その整備を当該事業場の責任で行い（整備作業の一部を他社に委託する場合を含む。）、必要に応じて、当該事業場が点検整備記録簿、特定整備記録簿又は指定整備記録簿を作成する車両をいう。以下同じ。

4. OBD 検査システムの利用方法

自動車特定整備事業者等は、次の各号に定める方法に従って OBD 検査システムを利用しなければならない。

(1) 事業場登録について

3. (1) の目的で利用する場合は、自動車特定整備事業者が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ認証工場に関する情報を、認証工場ごとに登録すること。

3. (2) の目的で利用する場合は、自動車整備振興会等が機構へ OBD 検査システムの事業場 ID 申請を行い、利用者管理システムへ振興会等施設に関する情報を、施設ごとに登録すること。

(案)

3. (3) の目的で利用する場合は、指定自動車整備事業者が機構へOBD検査システムの事業場ID申請を行い、利用者管理システムへ指定工場に関する情報を、指定工場ごとに登録すること。

- (2) 自動車特定整備事業者等が利用可能な特定DTC照会アプリの機能について
- OBD検査システムにおいて、認証工場、指定工場及び振興会等施設で利用可能な特定DTC照会アプリの機能、登録者区分及び利用ユーザーは次表のとおりとする。

特定DTC照会アプリの機能	登録者区分	利用ユーザー
① OBD確認モード 認証工場又は指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）別添124に定める基準に適合するかどうかを確認するための機能 ^{*1}	認証工場	工員
	振興会等施設	振興会等職員
	指定工場	工員又は自動車検査員
② OBD検査モード 指定工場が、自らの事業場で点検整備を行う又は行った車両について、車両法第94条の5第4項の規定に基づき、細目告示別添124に定める基準に適合するかどうかを証明するための機能 ^{*2}	指定工場	自動車検査員

※1 OBD確認は、定期点検整備、特定整備及び検査には該当しないものの、その実施に際しては、自動車特定整備事業者は車両法第91条の3の規定を遵守する必要がある。

また、当該確認は、認証工場が事業場の敷地内において保安基準の適合性を確認する場合にOBD確認モードを使用して実施することになるが、保安基準の適合性を確認するための任意の行為である。

なお、指定工場の自動車検査員にあってはOBD検査モードを使用して実施して差し支えないものとする。

※2 OBD検査は、車両法第94条の5第4項の検査の一部に該当するものである。

また、当該検査は、指定工場が事業場の敷地内において、OBD検査モードを使用して実施しなければならないものとする。

- (3) 検査用スキャンツールの使用について

OBD確認は、自動車検査用機械器具として事業規則第2条第1項第2号リに規定する検査用スキャンツールを使用して実施しなければならない。

- (4) 指定整備業務における検査用スキャンツールの共同使用について

指定自動車整備事業者が、「自動車検査設備の共同使用等における指定整備業務の取り扱いについて（平成9年2月20日付自整第23号）」に基づき検査用ス

(案)

キャンツールを共同使用して指定整備業務を行う場合の遵守事項は当該通達に定めるほか、次に定めるところによる。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、共用の検査用スキャンツールを使用して検査を行う指定自動車整備事業者及びその自動車検査員のものを使用すること。
- ② 共用の検査用スキャンツールを使用して OBD 検査を実施した場合には、
5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 検査は、指定を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

(5) 検査用スキャンツールの借用使用について

自動車特定整備事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守し、他の自動車特定整備事業者が保有する検査用スキャンツールを借用して OBD 確認を実施することができる。この場合において、車両を他の認証工場に持ち込んで検査用スキャンツールを借用したときは、5. (4) ②の規定の適用に関し、当該 OBD 確認は、認証を受けた事業場の敷地内において実施されたものとみなす。

- ① OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、借用する検査用スキャンツールを使用して OBD 確認を行う自動車特定整備事業者及びその工員のものを使用すること。
- ② 検査用スキャンツールを借用使用した場合には、事業場ごとに当該検査用スキャンツールの使用実績を把握できるよう、別紙「借用設備の使用管理台帳」により適切に管理を行うこと。

5. OBD 検査システムの利用に関する遵守事項

自動車特定整備事業者等は、OBD 検査システムを適切に利用するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) OBD 検査システムに登録した事業場の情報を適切に管理し、登録情報に変更があった場合は、速やかに当該情報を更新すること。
- (2) OBD 検査システムを利用するための事業場 ID、ユーザーID 及びパスワードは、「自動車特定整備事業者における OBD 検査システムの ID 等の管理に係る遵守事項及び留意事項について（令和●年●月●日付 国自整第●号）」に定める方法により適切に管理すること。
- (3) OBD 検査システムへ接続して OBD 検査又は OBD 確認を行う場合は、機構の提供する当該システムの操作マニュアル等で定められた適切な方法により実施すること。
- (4) 認証工場及び指定工場は、OBD 検査又は OBD 確認の対象車両、実施場所及び実施後の車両の取り扱いに関する次に掲げる事項を遵守すること。
 - ① 自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対して OBD 検査又は OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は認証を受けた事業場の敷地内において、OBD 検査は指定を受け

(案)

た事業場の敷地内においてそれぞれ実施すること。

- ③ OBD 検査又は OBD 確認の実施後、機構又は軽自動車検査協会（以下「機構等」という。）において基準適合性審査を受ける場合、最後に実施した OBD 検査又は OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等（定期点検又は特定整備に該当するか否かにかかわらず、車両の状態を変更する整備又は改造等全般をいう。以下同じ。）を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。
 - ④ OBD 検査又は OBD 確認を実施する車両として OBD 検査用サーバーに型式、車台番号等を記録した車両と異なる車両の OBD 検査又は OBD 確認結果を OBD 検査用サーバーに記録しないこと（替え玉の禁止）。
- (5) 振興会等施設は、OBD 確認の対象車両及び実施場所に関する以下①及び②に掲げる事項を遵守すること。また、振興会等施設で OBD 確認を受ける自動車特定整備事業者は、当該 OBD 確認実施後の車両の取り扱いに関する以下③の事項を遵守すること。
- ① 自動車特定整備事業者が点検整備を行った車両以外の車両に対して OBD 確認を実施しないこと。
 - ② OBD 確認は当該振興会等施設の敷地内において実施すること。
 - ③ 自動車特定整備事業者は、振興会等施設において OBD 確認を受けた後、機構等において基準適合性審査を受ける場合には、最後に受けた OBD 確認から機構等における基準適合性審査までの間、OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わないこと。また、そのような整備又は改造等を依頼しないこと。

6. OBD 検査における検査の合理化及び補助者が行える作業範囲

- (1) OBD 検査は、当該自動車の保安基準に適合しなくなるおそれがある部分及び適合しない部分について必要な整備をした後、完成検査の一環として行うものとする。ただし、自動車検査員が当該自動車の受入時に OBD 検査を行い、その後、保安基準に適合する OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等を行わない場合には、当該自動車は OBD 検査に合格とみなして差し支えない（検査の合理化）。
この場合において、「OBD 検査の合否に影響を及ぼす整備又は改造等」の具体的な内容は車種により異なり得ることから、自動車検査員が判断して差し支えない。
- (2) 検査対象車両への VCI の取り付け及び特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力は、補助者が行って差し支えない。ただし、検査対象車両との同一性の確認、特定 DTC 照会アプリへの車両情報の入力の真正性については、自動車検査員が責任をもって確認すること。

(案)

7. 機構における基準適合性審査時の取扱い

OBD 検査又は OBD 確認を実施した車両が、機構等における基準適合性審査を受ける場合には、審査事務規程に基づき次のとおり取り扱われる旨、留意すること。

- (1) 基準適合性審査の 5 日前までに OBD 検査又は OBD 確認が実施され、その結果が「適合」として機構の OBD 検査用サーバーに記録されている車両は、当該 OBD 検査又は OBD 確認の結果を参考に OBD 検査に係る基準適合性の判定が行われる。(機構等の職員が OBD 検査用サーバーに記録された OBD 検査又は OBD 確認の結果を参照することにより、機構等における OBD 検査の実施が省略される。)
- (2) OBD 検査又は OBD 確認を行った車両であっても、替え玉受検の防止並びに自動車特定整備事業者等における OBD 検査又は OBD 確認の判定結果と機構等における OBD 検査結果の比較・分析及び関連するデータの収集のため、機構等における基準適合性審査時に改めて OBD 検査（抜取検査）を実施することがある。

附 則（令和 6 年 3 月 ● 日付け国自整第 ● 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

貸出事業場名

借用設備の使用管理台帳

2/6 時点から修正あり

参考資料 1－4

(案)

国自基第●号
国自整第●号
令和6年●月●日

各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

） あて（単名各通）

物流・自動車局
車両基準・国際課長
自動車整備課長

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について

令和6年10月1日より開始となるOBD検査の円滑な実施を図るため、(独)自動車技術総合機構が行う基準適合性審査業務、軽自動車検査協会が行う検査業務及び指定自動車整備事業者が行う完成検査において、OBD検査用サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害によりOBD検査用サーバーに接続してOBD検査を実施することができない場合の特例的な措置を別添のとおり「OBD検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長あて別紙1のとおり、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別紙2のとおり通知したので申し添える。

OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「OBD 検査」とは、細目告示別添 124 「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (2) 「OBD 検査用サーバー」とは、(独) 自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (3) 「特例措置」とは、2-1 に規定する事象が発生した場合において、4. に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- (4) 「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

2. 特例措置の対象

2-1. 特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBD 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- (1) OBD 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（OBD 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。）
- (2) 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象（以下「通信・電力障害」という。）

2-2. 特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- (2) OBD 確認を実施しようとして OBD 検査用サーバーに接続できない事象
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBD 検査を実施できない事象

3. 特例措置の適用

3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBD検査を行う場合に限り適用することができる。

3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBD検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段によりOBD検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1時間以内に認定の要否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかにOBD検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）
- (3) サーバー障害発生の日時（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害の発生を認定した日時
- (5) 対応状況及び復旧見込み

3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかにOBD検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害から復旧した旨
- (2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）
- (3) サーバー障害発生の期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) サーバー障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3－1－7. 国土交通省等への報告

機構は、3－1－4又は3－1－6の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3－2. 通信・電力障害

特例措置は、3－2－1に定める時点から3－2－2に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域においてOBD検査を行う場合に限り適用することができる。

3－2－1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

3－2－2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

3－2－3. 通信・電力障害の発生の認定

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生（障害発生の地域の限定を含む。）を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

3－2－4. 通信・電力障害の発生の認定の公表

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかにOBD検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害が発生している旨
- (2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域
- (3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク
- (4) 通信・電力障害発生の日時（特定できる場合に限る）
- (5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

3－2－5. 通信・電力障害からの復旧の認定

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害からの復旧を認定するものとする。

3－2－6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかにOBD検査

ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域
- (3) 通信・電力障害発生の期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

3－2－7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所（以下「運輸支局等」という。）は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ当該情報を報告するものとする。

3－2－8. 国土交通省等への報告

機構は、3－2－4 又は3－2－6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

3－2－9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が3－2－6 の公表を行っていないときは、3－2－1 から3－2－8までの規定にかかわらず、以下の①～④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを **OBD 検査ポータル等**で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）、特例措置を適用した日時を 2 年間保存しなければならない。

4. 特例措置

4-1. 特例措置の内容

本要領の3.に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添124の4.の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用OBDの必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

- 「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の確認結果を記載すること。

〔【記載例】：「走行テスト等の方法と結果」欄
OBD検査特例適用
確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし〕

- テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

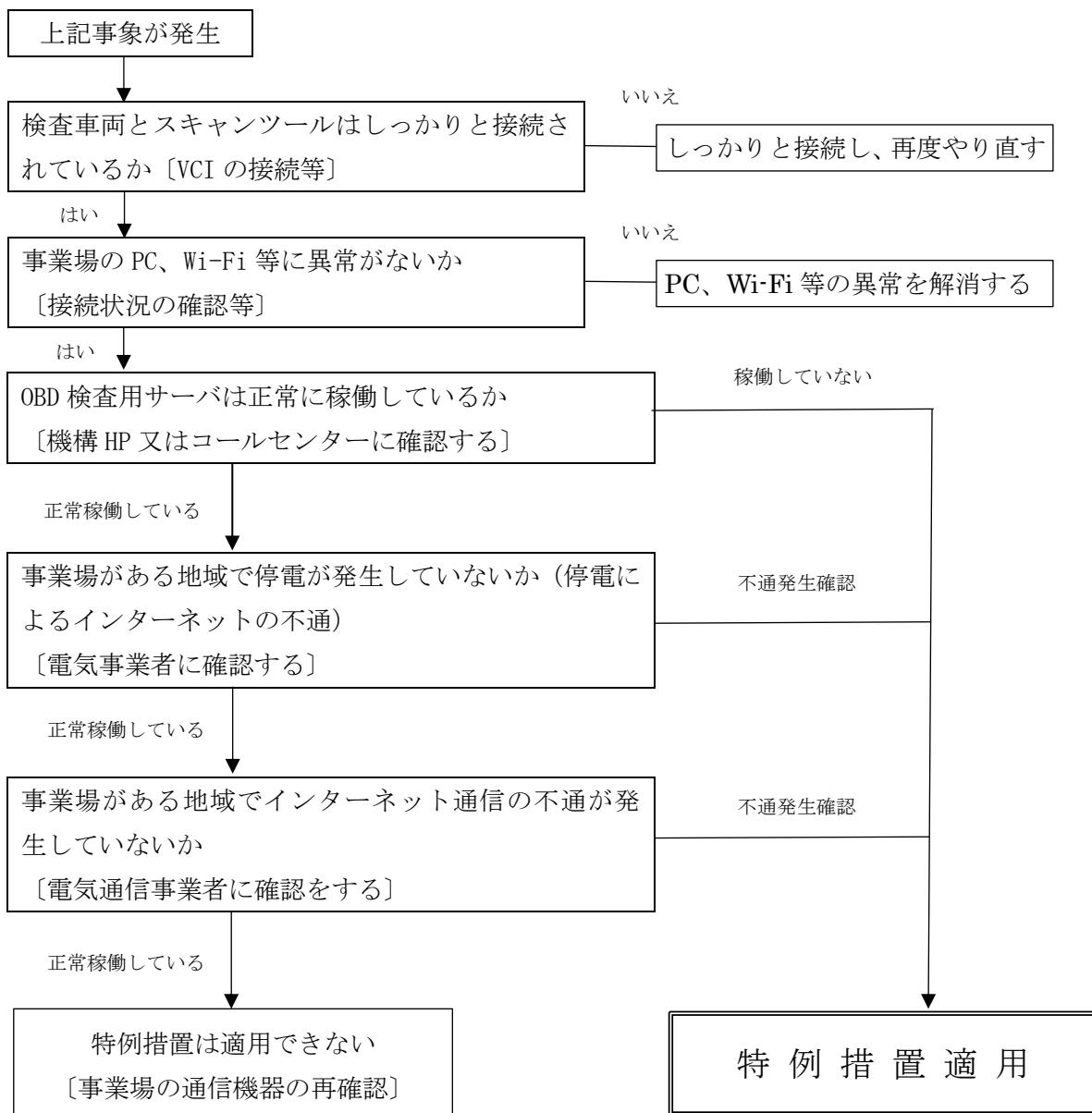
附 則（令和6年3月●日付け国自基第●号、国自整第●号）

この通達は、令和6年10月1日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ

特定DTC照会アプリで次の事象が発生した場合には、フローに沿って確認してください。

- ① 特定DTC照会アプリが起動しない。
- ② 特定DTC照会アプリにログインができない。
- ③ 車両情報を手入力する際にエラーが発生する。
- ④ 「検査要否確認」選択後にエラーは発生する。
- ⑤ OBD検査の「実行」ができない。



通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日

●●自動車整備工場

□ 通信・電力障害の発生を認識した日時

(記載例)

・令和●年●月●日 ●時●分

□ 通信・電力障害の確認方法

(記載例)

- ・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
- ・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認

□ 通信・電力障害の発生を確認した日時

(記載例)

・令和●年●月●日 ●時●分

□ 通信・電力障害の発生を確認した担当者名

(記載例)

- ・国土 太郎 （自社自動車検査員）
- ・交通 次郎 （自同事務員）

□ 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

2/6 時点から修正あり

参考資料 1－5

新	旧
各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿	各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿
<u>物流・自動車局長</u>	自動車局長
「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて 自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。 記 1～6（略） 附則（令和2年4月1日国自整第1号）（略） <u>附則（令和※年※月※日国自整第※号）</u> 1. この通達は、令和6年10月1日以降に行われた違反行為に適用する。 2. この通達の施行前に行われた違反行為に対する行政処分等の基準の適用については、なお従前の例によるものとする。	「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」の細部取扱いについて 自動車特定整備事業者、指定自動車整備事業者及び優良自動車整備事業者に対する行政処分等の基準については、「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」（平成18年3月2日付け国自整第126号）（以下「処分基準通達」という。）において示され、平成18年4月1日より施行することとされたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので、今後、本取扱いにより適切に処理されたい。 記 1～6（略） 附則（令和2年4月1日国自整第1号）（略）

新

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2 -1 項-1]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2 -1 項-2]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2 -1 項-3]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2 -1 項-4]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2 -1 項-5]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2 -1 項-6]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62条の2の 2 -1 項-6 の2]</u>	・フロン類 放出違反	・フロン類放出禁止違 反	3点	

旧

別表1 自動車特定整備事業に係る違反点数表

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第29条 ～ 法第91条 の2[則第 57条]	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62の2の2 条1-1]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62の2の2 条1-2]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62の2の2 条1-3]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62の2の2 条1-4]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62の2の2 条1-5]</u>	(略)			
<u>法第91条 の3 [則第 62の2の2 条1-6]</u>	(略)			
		<u>(新設)</u>		

新					旧	
法第91条 の3〔則第 62条の2の 2-1項-6 の3〕	・検査整備 用電子情報 処理組織の 安全性確保 違反	検査整備用電子情報処理組織への接続に必要な識別符号の不正な使用	3点	<p>次に掲げるものを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・識別符号を当該事業場以外の者に提供し使用させた場合 ・他の事業場の識別符号を使用しOBD検査又はOBD確認を実施した場合 		
法第91条 の3〔則第 62条の2の 2-1項-6 の4〕	・検査整備 用電子情報 処理組織の 真正性確保 違反	<p>①OBD検査及びOBD確認に係る不正なデータを送信した</p> <p>②独立行政法人自動車技術総合機構又は軽自動車検査協会において基準適合性審査を受けるまでにOBD検査又はOBD確認作業後にOBD検査に影響がある整備及び調整を実施又は依頼</p> <p>③自らの事業場において点検整備を行う又は行った車両以外の車両に対してOBD検査又はOBD確認を実施した場合</p> <p>④事業場外でOBD検査又はOBD確認を実施した場合</p>	10点 5点 3点 3点	<p>事故を惹起した場合は30点/台</p> <p>①次に掲げるものを含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なりすまし行為により虚偽のデータを送信した場合 ・不適合状態のものを適合状態であるようにして虚偽のデータを送信した場合 		

新					旧				
法第91条 の3〔則第 62条の2の 2-1項-7〕	(略)				法第91条 の3〔則第 62条の2の 2条1-7〕	(略)			
法第91条 の3〔則第 62条の2の 2条-1項-8〕	(略)				〔則第62の 2の2条1- 8〕	(略)			
(削除)					〔則第62の 2の2条1- 9〕	・フロン類放 出違反	3点		
法第91条 の3〔則第 62条の2の 2-1項-9〕	(略)				〔則第62の 2の2条1- 10〕	(略)			
〔則第62の 2の2条 -2項〕 ～ 法第100条 -2項	(略)				〔則第62の 2の2条 -2項〕 ～ 法第100条 -2項	(略)			
注1-1～注1-2 (略)					注1-1～注1-2 (略)				

新

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第94条の2 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	(略) <u>⑦なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証を交付した。</u> <u>⑧OBD検査をOBD確認モードで実施し適合証を交付した</u>	<u>10点／台</u> <u>事故を惹起した場合は30点／台</u> <u>注2-1</u>	
-4項	(略) ・検査員の不正証明行為	(略) <u>④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し適合証に証明した</u>	二	<u>解任命令</u>
(略)				
法第94条の5の2 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	(略) <u>③なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD</u>	<u>10点／台</u> <u>事故を惹起した場合は30点／台</u> <u>注2-1</u>	

旧

別表2 指定自動車整備事業に係る違反点数

違反条項	違反事項	具体的違反事例	違反点数	備 考
法第94条の2 ～ [指定規則第5条 -4項]	(略)			
法第94条の5 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	(略) <u>(新設)</u>		
-4項	(略) ・検査員の不正証明行為	(略) <u>(新設)</u>		
(略)				
法第94条の5の2 -1項	(略) (点検・整備・検査不適切)	(略) <u>(新設)</u>		

新				旧			
		検査を実施し限定適合証を交付した。 ④OBD検査をOBD確認モードで実施し限定適合証を交付した				(新設)	
		(略)			(略)	(略)	
-3 項		(略)			-3 項	(略)	
	・検査員の不正証明行為	(略)			・検査員の不正証明行為	(略)	
		④なりすまし行為や不適合状態のものを適合状態であるようにした虚偽のデータにてOBD検査を実施し限定適合証に証明した	二	解任命令		(新設)	
法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法 第 100 条 -2 項	(略)				法第 94 条 の 6 -1 項 ～ 法 第 100 条 -2 項	(略)	
注2-1～注2-6 (略)				注2-1～注2-6 (略)			